

宇部市健康づくり推進条例

目次

前文

第1章 総則（第1条－第10条）

第2章 健康づくりの活動指針等（第11条－第14条）

第3章 健康づくり推進審議会（第15条）

第4章 雑則（第16条）

附則

健康は、人々の元気と安心の源であり、希望あふれる社会の礎であって、健康を維持し、又は向上させることで生活の質を高めることは、市民共通の願いです。

本市では、平成16年に健康寿命の延伸を目的とした宇部市健康づくり計画「アクティブライフ宇部」を策定した上で、これまでも協力団体と連携し、官民協働で健康づくり事業に取り組みながら、計画を推進してきました。

しかしながら、少子高齢化が急速に進行する長寿社会において、本市でも、平均寿命は伸びているものの、生活習慣病の増加やその重症化等を起因として要介護状態となる市民は増加傾向にあります。

そこで、今後は市民の健康度をさらに高めていくことが重要となります。全ての市民が健康に関心を持ち、必要な知識等を身に付け、健康づくりに努めるとともに、産・官・学・民の推進体制を発展させながら、ひとづくり、まちづくりの視点を踏まえた地域社会全体の取組を推進していくことが必要です。

こうしたことから、この条例を制定し、市民一人ひとりの健康づくりが生活の中で習慣化し、家庭や地域社会に広がり、次世代に伝えていく「健康文化」のあるまちづくりを推進していきます。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、本市の健康づくりに関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民、地域コミュニティ、市民活動団体、教育機関等、事業者及び保健医療福祉関係者の役割を明らかにするとともに、健康づくりの活動指針及び市の施策の基本となる事項を定めることにより、協働による市民の健康づくりの施策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民が生涯にわたり健やかで心豊かに暮らすことができる健康長寿のまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に

定めるところによる。

- (1) 健康づくり 市民が生涯にわたり健やかで充実した生活を送るため、その性別、年齢、心身の状態等に応じて、食生活、運動、歯及び口腔の健康の保持その他の生活習慣を維持し、又は改善することで心身の健康状態をより良くしようとする取組をいう。
- (2) 地域コミュニティ 地域の暮らしをより良いものにしようとする地域住民一人ひとりの集合体をいう。
- (3) 市民活動団体 市民活動を組織的かつ継続的に行うことを目的とする団体をいう。
- (4) 教育機関等 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、大学、大学院、短期大学、高等専門学校、保育所その他これらに類する教育機関及び児童福祉施設をいう。
- (5) 事業者 本市において営利を目的とする事業を行う個人又は法人をいう。
- (6) 保健医療福祉関係者 本市において保健医療サービス及び福祉サービス(第10条第2項において「保健医療福祉サービス」という。)を提供する団体及び個人をいう。

(基本理念)

第3条 健康づくりは、次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。

- (1) 市民一人ひとりが自らの問題であることを自覚し、健康を管理する能力の向上を図るとともに、健康づくりを主体的に行うこと。
- (2) 市、市民、地域コミュニティ、市民活動団体、教育機関等、事業者及び保健医療福祉関係者は、健康長寿のまちづくりを目指し、市民一人ひとりが継続的に健康づくりに参加できる社会環境の整備に努め、地域全体の健康づくり運動を行うこと。
- (3) 市、市民、地域コミュニティ、市民活動団体、教育機関等、事業者及び保健医療福祉関係者が相互に連携を図りながら協働して取り組むこと。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念に基づき、健康づくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

- 2 市は、前項に規定する施策を実施するに当たっては、市民、地域コミュニティ、市民活動団体、教育機関等、事業者及び保健医療福祉関係者の意見を反映させ、それらの者が相互に連携するよう努めるものとする。
- 3 市は、教育機関等及び保健医療福祉関係者と連携し市民の健康に関する現状、要望等を調査し、及び分析するとともに、国及び県の施策も参考にしながら、科学的知見に基づく健康づくりの活動指針及び施策を明らかにしなければならない。
- 4 市は、市民の健康づくりに資する施策を含む計画を策定しようとするときは、この条例の趣旨を踏まえたものとなるようにしなければならない。

5 市は、健康づくりに関する情報を収集するとともに、当該情報を市民又は各種関係団体へ提供し共有することにより、健康づくりに関する意識の醸成及び向上に努めなければならない。

(市民の役割)

第5条 市民は、健康づくりに対する関心及び理解を深め、健康診断、検診を受けること等により自らの健康状態を把握し、個人の状況に応じた健康づくりを行うよう努めるものとする。

2 市民は、地域、教育機関等、職場等において行われる健康づくりの推進に関する活動に参加するよう努めるものとする。

(地域コミュニティの役割)

第6条 地域コミュニティは、地域の健康づくりを推進するため、地域の特色を生かした健康づくりに資する活動に取り組むよう努めるものとする。

2 地域コミュニティは、市、市民活動団体、教育機関等、事業者及び保健医療福祉関係者が実施する健康づくりの推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

(市民活動団体の役割)

第7条 市民活動団体は、市民の健康づくりに資する活動に取り組むよう努めるものとする。

2 市民活動団体は、市、地域コミュニティ、教育機関等、事業者及び保健医療福祉関係者が実施する健康づくりの推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

(教育機関等の役割)

第8条 教育機関等は、健康づくりの推進のために、保有する資源等（教育機関等が保有し、又はその管理に属する人材及び施設、設備等をいう。）の提供に協力するよう努めるものとする。

2 教育機関等は、様々な健康づくりに資する活動を行う主体との連携及び協働を図りながら、幼児、児童、生徒及び学生に対し健康教育を実践すること等により、健康づくりの推進に努めるものとする。

3 大学等の学術研究を行う機関は、健康づくりに関する情報及び技術の普及啓発に努めるものとする。

4 教育機関等は、市、地域コミュニティ、市民活動団体、事業者及び保健医療福祉関係者が実施する健康づくりの推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第9条 事業者は、当該事業者の行う事業に従事する者の健康診断、検診の受診等の促進その他の心身の健康に配慮した職場環境の整備に努めるものとする。

2 事業者は、健康づくりに関する情報、技術及び活動の場の提供を行うとともに、市、地域コミュニティ、市民活動団体、教育機関等及び保健医療福祉関係者が実

施する健康づくりの推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

(保健医療福祉関係者の役割)

第10条 保健医療福祉関係者は、健康づくりの推進のために、保有する資源等(保健医療福祉関係者が保有し、又はその管理に属する人材及び施設、設備等をいう。)の提供に協力するよう努めるものとする。

2 保健医療福祉関係者は、健康づくりの推進に当たっては、保健指導、健康診断、検診その他の保健医療福祉サービスを市民が適切に受けることができるよう配慮するとともに、健康づくりに関する普及啓発に努めるものとする。

3 保健医療福祉関係者は、市、地域コミュニティ、市民活動団体、教育機関等及び事業者が実施する健康づくりの推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

第2章 健康づくりの活動指針等

(健康づくりの活動指針)

第11条 健康づくりの活動指針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 心身の健康づくりに関すること。

(2) 健康づくりに配慮したまちづくりに関すること。

(3) 人材の育成及び活用に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、健康づくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要なこと。

2 市長は、健康づくりの活動指針を定めようとするときは、あらかじめ、第15条に規定する宇部市健康づくり推進審議会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、健康づくりの活動指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、健康づくりの活動指針の変更について準用する。

(心身の健康づくりの推進に関する施策)

第12条 市は、市民、地域コミュニティ、市民活動団体、教育機関等、事業者及び保健医療福祉関係者と相互に連携を図りながら、市民の心身の健康づくりに資するため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

(1) 身体活動及び運動に関すること。

(2) 栄養及び食生活に関すること。

(3) 心の健康づくりに関すること。

(4) 歯及び口腔に関すること。

(5) 保健指導、健康診断、がん検診等の疾病対策に関すること。

(6) たばこ、アルコール及び薬物に関すること。

(7) 地域資源を活用した健康づくりに関すること。

2 市は、健康づくりのための環境の整備を図るものとして、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 健康づくりに資する活動を行う団体等への支援に関すること。
- (2) 健康づくりに関する学習の場の提供に関すること。
- (3) 健康づくりに関する情報の収集及び提供に関すること。
- (4) 健康づくりに資する活動への参加の奨励に関すること。

3 前2項に掲げるもののほか、市は、心身の健康づくりに関する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(健康に配慮したまちづくりの推進に関する施策)

第13条 市は、市民、地域コミュニティ、市民活動団体、教育機関等、事業者及び保健医療福祉関係者と相互に連携を図りながら、健康に配慮したまちづくりを推進するため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

- (1) 運動の習慣化を促進するために必要な環境の整備に関すること。
- (2) 安心かつ安全な食材等の提供その他の健康に配慮した食環境の整備に関すること。
- (3) 生涯にわたる健康づくりを可能とするための多様な地域交流及び社会参加ができる仕組みづくり及び環境の整備に関すること。
- (4) 健康に配慮した住環境、生活環境又は交通環境の整備に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、健康に配慮したまちづくりの推進に関すること。

(人材の育成及び活用)

第14条 市は、市民、地域コミュニティ、市民活動団体、教育機関等、事業者及び保健医療福祉関係者と協働して、次に掲げる者の育成及び活用を図るものとする。

- (1) 健康づくりに関する専門的な知識及び技術を有する者
- (2) 健康づくりに資する活動を自主的に展開できる指導者
- (3) 健康づくりを推進するボランティア

第3章 健康づくり推進審議会

(健康づくり推進審議会の設置)

第15条 市民の健康づくりの推進に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査審議させるため、宇部市健康づくり推進審議会（次項及び第6項において「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、委員15人以内で組織する。
- 3 委員は、市民、学識経験者及び健康づくり活動を行う関係者又は関係団体の代表者のうちから、市長が任命する。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、市規則で定める。

第4章 雑則

(その他)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 宇部市非常勤職員の報酬及び費用弁償条例（昭和22年条例第24号）の一部を次のように改める。

(略)